

## 転出される方へ 子ども医療費助成制度の案内

転出をされる場合、鹿屋市の子ども医療費助成の有効期限は、年齢、世帯の住民税課税区分や、転出先によって取り扱いが異なりますので、転出手続き後の医療機関受診時には注意が必要です。

また、子ども医療費の助成制度は自治体によって対象年齢や認定基準が異なりますので、詳しくは各自治体にお問い合わせください。

年齢区分	住民税課税区分	転出先	鹿屋市の子ども医療費受給者証の有効期限
未就学児	課税世帯 非課税世帯	鹿児島県内の他自治体	転出日の属する月の月末まで (転出日が1日の場合前月末まで)
		鹿児島県外	転出日の前日まで ※転出先の自治体でご相談ください。
未就学児 以外	課税世帯	鹿児島県内・県外とも	転出日の前日まで ※転出先の自治体でご相談ください。
	非課税世帯	鹿児島県内の他自治体	転出日の属する月の月末まで (転出日が1日の場合前月末まで)
		鹿児島県外	転出日の前日まで ※転出先の自治体でご相談ください。

※注意事項 有効期限後に鹿屋市の子ども医療費助成受給者証で受診された場合、医療機関への自己負担分の支払いや、正しい受給者証を提示し直す必要が生じる場合があります。

### ☆☆☆ 就学等で子どもだけが転出される方へ ☆☆☆

保護者が鹿屋市に在住で、子どもだけが就学等の理由により転出される場合で、転出先の自治体で子ども医療費助成制度に該当しない場合、特例で鹿屋市の子ども医療費助成制度の対象となります。

転出後に、鹿屋市役所で届け出が必要となります。